



『第122回消費者相談担当者講習会』開催のご案内

消費者相談担当者講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により年4回定例的に開催しています。本講習会は、当協会に加盟していない事業者の方も受講していただけます。

記

日 時:平成30年12月5日(水) 13時00分～16時45分

場 所:ワイム貸会議室四谷三丁目 ルームC 東京都新宿区四谷3-12丸正総本店ビル6階
TEL 0120(311)104 丸ノ内線「四谷三丁目駅」より徒歩1分 ※案内図参照

参加費:会員 お一人 7,000円・会員外 お一人 10,000円

申込票を受理後、お申込者様宛に請求書を送付しますので指定口座(請求書に記載)に11月28日までにお振込み下さい。

申 込:下記の参加申込票により11月22日までに協会事務局あてお申込み下さい。

(公社)日本訪問販売協会 事務局宛

TEL 03(3357)6531 FAX 03(3357)6585

☆下記の個人情報は本講習会に係る受付・連絡で使用いたします。

第122回消費者相談担当者講習会 申込票(平成30年 月 日) ※該当事項に○印

企業・団体名	※(会員・会員外)
〒	
ご住所	

参加者氏名	部署・役職	参加費
1.		円
2.		円
3.		円
参加者合計 _____ 名		参加費合計 _____ 円
申込者氏名	部署	
TEL	FAX	

第122回消費者相談担当者講習会

日 時：平成30年12月5日（水）

場 所：ワイム貸会議室四谷三丁目

テーマ及び講師：

13：00～ 開会

13：05～「消費者センターへの訪問活動を考える」

企業が行うセンターへの訪問活動は、当業界に限らず、いずれの産業界でも相談業務の一環として一般的に行われているが、大きな問題がなければ不要な業務だという者もいる。センターは、消費者からの苦情を受け付け、その申出の内容や問題点、企業の対応経過、解決結果を記録に残すとともに、国民生活センターのP I O-N E Tシステムへ苦情情報を共有せることを日常業務とし、消費者庁や自治体はこれらの情報を行政処分する際の基礎データとして活用している。こうした状況の中で、企業がセンターを訪問する意義や留意すべき点などについて、企業担当者と元行政担当者の意見を聞きながら考える。

①基調報告（40分）

「消費者センターへの訪問活動の必要性と注意すべき点」

株式会社アサンテ
日本アムウェイ合同会社

②基調講演（40分）

「事業者の消費者センター訪問活動の意義と効用」

元東京都職員 坂本 かよみ 氏

<休憩5分>

③意見交換／質疑応答（35分）

15：05～

<休憩10分>

15：15～「判例研究―書面不備とクーリング・オフの効果―」（90分）

講師 高芝法律事務所 弁護士

3つの判例から、争点と判決に至るまでの流れを追いながら、問題の本質を探る。

①書面の記載内容が不十分で、かつ勧誘方法に問題があり、消費者が納得し購入したものでなかったことを理由に契約から数カ月後のクーリング・オフを認めた事例。②「商品の型式又は種類」が未記載の不備書面を口頭説明で補うことで交付したとする方法は許されないとして、契約締結10カ月経過後のクーリング・オフの行使を有効と認めた事例。③概要書面、契約書面に研修会等の参加費用が記載されていないのは記載不備でクーリング・オフの期間が進行しないと、その効果を認めた事例。

<質疑応答>

16：45 閉会

(案内図)

会場:「ワйм貸会議室四谷三丁目」

住所:東京都新宿区四谷3-12 丸正総本店ビル6階

